

I 介護サービス費

	所要時間	1回あたりの単位 (特定事業所加算 10%加算)	介護職員処遇改善 加算 I (24.5%)	利用者負担額 (1単位=10.21円)			
				1割	2割	3割	
身体介護中心	(1) 20分以上30分未満	268	66	341	682	1022	円/回
	(2) 30分以上1時間未満	426	104	542	1083	1625	円/回
	(3) 1時間以上1時間30分未満	624	153	794	1588	2382	円/回
	1時間30分以上	30分を増す毎に90単位の加算					
生活援助中心	20分以上45分未満	197	48	250	501	751	円/回
	45分以上	242	59	308	615	923	円/回
(1)～(3)の身体介護に引続き生活援助を行った場合		所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+72単位(70分以上を限度)					
初回加算		新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が訪問介護を行う場合、200単位加算する。					
緊急時訪問介護加算		計画的に訪問することになっていない身体介護を緊急にサービス提供した場合、1回につき上記に100単位加算する。					

※負担金額の計算について、金沢市の地域区分(7級地)の基準である1単位=10.21円として算出する。

※介護の必要上、同時に2人の訪問介護員が、1人の利用者に対して訪問介護を行った時は、上記料金表の金額の2倍とする。

※通常の実施地域内外を問わず、サービス提供にかかわる交通費は請求しない。

※通常の実施地域を越えてサービス提供した場合、上記料金表の5%加算する。

当事業所は、厚生労働大臣の定める、特定事業所加算(Ⅱ)の指定を受けており、すべての訪問介護について、上記の単位数に10%加算する。

当事業所は、厚生労働大臣の定める、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の指定を受けており、すべての訪問介護について、上記の単位数に24.5%加算する。

※時間外の料金

夜間(夕方6時から夜10時まで)	上記料金表の金額25%増
早朝(朝6時から朝8時まで)	上記料金表の金額25%増
深夜(夜10時から翌朝6時まで)	上記料金表の金額50%増

※実際の請求時には利用日数、加算等の端数処理により、若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。